

★労働時間が短くなることで輸送能力が不足・・・『物流の2024年問題』どう解決！？

～2024年4月からドライバーの働き方改革施行により、時間外労働の上限規制が適用に～

◆はじめに

2024年4月からドライバーの働き方改革関連法施行により時間外労働の上限（休日を除く年960時間）規制等が適用されます。この規制は、「2024年問題」と称され、とりわけ他の業態よりも労働時間が長いとされるトラック事業については、労働時間が制限されることで、以下の4点が懸念されています。

- ① 1日に運ぶことができる荷物の量を削減
- ② トラック事業者の売上げ・利益の減少
- ③ ドライバーの収入の減少
- ④ 収入の減少による担い手不足

令和6年
4月より

自動車運転の業務における時間外労働の上限規制

時間外労働の上限 (労働基準法)	年960時間
拘束時間 (労働時間 + 休憩時間) (改善基準告示)	<p>【1日あたり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則13時間以内、最大15時間以内。 ・ 宿泊を伴う長距離運行は週2回まで16時間 <p>※14時間超は1週間2回以内</p> <p>【1ヶ月あたり】</p> <p>原則、284時間、年3, 300時間以内。ただし、労使協定により、年3, 400時間を超えない範囲内で、310時間まで延長可。</p>

2024年問題の対策で企業に必要な取り組み

運送事業者と荷主が協力し、取引環境と長時間労働を改善！問題解決に向けて取り組みましょう！



物流・運輸業

- ドライバーの待遇や労働時間を改善する
- 荷主や一般消費者への理解を促す
- システムを導入してDX化を進める

荷主

- 標準的な運賃の支払い
- 運送以外に発生する料金の支払い



物流・運輸業&荷主が連携して行うべき3つの対策

1. 予約システムを導入し荷待ち時間、待機時間を削減する
2. 労働環境の改善としてパレット化による手荷役作業の削減やDXによる業務効率化を図る
3. リードタイムの延長による長距離輸送は中1日を空け、満載での効率的な輸送を行う



▼ガイドライン▼



◆さいごに

荷主と運送事業者の協力による、『取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン』ぜひ参考にしてみましょう！

▼ガイドラインはこちら https://jta.or.jp/wp-content/themes/jta_theme/pdf/guideline.pdf